第１回　南丹市権利擁護・成年後見センター

運営委員会

議　事　録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

（南丹市福祉保健部福祉相談課）

令和８年度第１回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日　令和８年６月２日（火）午後２時00分
開催場所　　南丹市役所　３号庁舎２階　第４会議室
委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

（1）委員の総数　　６名

（2）出席者数　　６名

（3）出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員	松田　めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所 弁護士
委員	上田　浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所 司法書士
委員	今中　智子	京都社会福祉士会	権利擁護センターぱあとなあ京都 社会福祉士
委員	工藤　裕貴	学識経験者	医療法人福知会クリニックもみじ 精神保健福祉士
委員	若井　淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課　課長
委員	栗原　明日香	学識経験者	南丹地域包括支援センター 地域包括支援課　課長

（4）オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
神崎　顕洋	京都家庭裁判所　後見センター 主任書記官
永島　千寛	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官
村上　綾香（欠席）	京都府社会福祉協議会　福祉部 生活支援課　主事
今井　昭二（欠席）	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士
工藤　久明	京都府健康福祉部障害者支援課　地域支援・企画係 主任
山田　顕充	社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 生活相談課　係長

（5）事務局

保健福祉部　川勝部長

福祉相談課　岩間課長、柳井係長、井筒主事、林相談支援員

1　開会

【司会】

定刻となりましたので、令和８年度第１回南丹市権利擁護成年後見センターの運営委員会を開会いたします。委員及びオブザーバーの皆様には、出席をいただきありがとうございます。台風６号が近づいている、非常に悪天候の中、本日ご出席いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

さて、令和８年３月31日をもちまして運営委員会の委員が任期満了し、令和８年度から２年間、新たな任期で委員の就任をご依頼をいたしましたところ、３名の委員より引き続きお世話になれるということでご快諾いただきました。また、新しく３名の方に今年度から委員に就任いただいております。いずれの方も南丹市の医療であったり、福祉、権利擁護で大変お世話になっている方々ですので、どうぞよろしくお願いします。なお本来は、こ

の後に委嘱状の交付をさせていただくところではございますが、今年は南丹市の市長選挙の関係もありましたので、大変失礼ながら郵送で先に委嘱状の方を送付をさせていただいております。皆様には任期2年間ということで令和10年の3月31日までお世話になりますが、どうぞよろしくお願いします。今回新たな任期での最初の運営委員会ですので、南丹市福祉保健部部長より挨拶を申し上げます。

2　福祉保健部長あいさつ

【部長】

本日は皆様それぞれのお立場で大変お忙しい中、令和8年度第1回の南丹市権利擁護成年後見センター運営委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また平素は南丹市の福祉行政施策の推進に対して格別のご支援とご協力を賜っておりますこと心からお礼申し上げます。

この度、委員の任期満了に伴いまして、各所属団体の方に運営委員会委員の推薦をお願いしましたところ、6名の皆様に就任をご快諾いただきました。皆様には2年間の任期で大変お世話になりますが、どうかよろしくお願いいたします。

さて、令和2年4月に南丹市権利擁護成年後見センターを設置してから、この4月で7年目を迎えます。最初は本当に手探り状態でしたが、ここにお集まりの皆様からのご助言やご指導を賜りながら、センターの体制整備、機能強化に努めて参りました。この運営委員会ではセンターの活動や課題を皆様に報告させていただくことで、南丹市の現状に沿った適切な運営が継続できるように委員の皆様から様々な視点でご意見を頂戴しているところです。引き続き、センターの運営に関することはもとより、中核機関として南丹市の成年後見制度の利用促進につきましても、忌憚ないご意見を賜れば幸いでございます。

今年度は10年ぶりに市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を始めとした新たな権利擁護の担い手の育成に努めていく予定をしております。5月26日に、養成講座の初級編を開催し、64名の方にご参加をいただきました。今回は、南丹圏域である亀岡市と京丹波町との共催、そしてそれぞれの社会福祉協議会にも連携いただきながら開催しています。今後、「基礎編」「実践編」を進めていく中で、こちらにいらっしゃいます運営委員の皆様、オブザーバーの皆様にもご協力をお願いすることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。今後より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3　委員・オブザーバー紹介

【司会】
ありがとうございました。続きまして本日ご出席いただいております、委員並びにオブザーバーの皆様をご紹介させていただきます。皆様お手元の方に委員名簿がございますのでご覧ください。名簿順にご紹介をさせていただきますので、皆様から一言いただければと思います。

〇委員・オブザーバー紹介

4　委員長・副委員長の選任について

【司会】
続きまして、本日の運営委員会の成立状況について報告させていただきます。お手元に、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例がございまして、この条例に基づく団体としてこの運営委員会があります。本日の委員会の成立についてですが、全委員6名中6名の委員に出席をいただいておりますので、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の第2項、こちらの規定により過半数以上となっていますので、本委員会が成立していることを最初に報告させていただきます。
続きまして次第に従って、委員長、副委員長の選任に移らせていただきます。今回は任期初めての運営委員会でもありますので、委員長が決定するまでの間、事務局の方で進行の方を務めさせていただきます。それでは改めまして、委員長、副委員長の選出につきましては、同じく南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第12条の方で「委員の互選による」となっております。それではここで皆さんにお諮りをいたします。どのような形で決めさせていただいたらよろしいでしょうか。

【D委員】
事務局に一任したいと思うのですが。

【司会】
事務局一任というお声をいただきましたが、いかがでしょうか皆さん。

【委員】
異議なし

【司会】

ありがとうございます。「異議なし」の声をいただきましたので、事務局の方から提案をさせていただきます。委員長につきましては、A委員にお世話になりたいと考えております。副委員長につきましては、B委員にお願いしたいと存じますが、皆さん異議ございませんか。

【委員】
異議なし

【司会】
ありがとうございます。「異議なし」のお声をいただきましたので、それでは委員長をA委員に、副委員長をB委員にお世話になります。それでは、ただいま就任をいただきました委員長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

5　委員長あいさつ

【委員長】
委員長に選任されましたAですよろしくお願いします。今週か来週ぐらいに民法改正の法案が国会で成立する見込みということで聞いております。施行が令和10年夏頃から、秋頃になるような話もあり、いよいよ法律が変わるのだという実感を持っております。今後ともよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございます。それでは次第に従いまして議事に入らせていただきます。今年度から運営委員会につきましては、個人情報に係る報告や協議を除いた前半部分になりますが、一部傍聴可能な形式をとっております。従いまして、傍聴中におきましては個人を特定できるような発言等については皆さん十分ご注意をいただきたいと思います。それでは、議事の進行につきましては、条例第13条の規定により委員長に議長をお世話になります。

6　議事

【委員長】
それでは議長を務めさせていただきます。まず報告事項・協議事項になります。令和7年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告につきまして事務局からお願いします。

（1）①令和７年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について

【事務局】

令和７年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について、説明させていただきます。令和７年度事業計画における重点目標を、資料１ページに掲げています。令和７年度はこの目標に基づいて事業を進めて参りました。令和７年度の相談件数は権利擁護・成年後見センターは延べ 62 件、新規は 26 件でした。地域包括支援センターが関わる高齢の相談は８件、基幹相談支援センターが関わる障害の相談は２件、生活相談センターが関わる相談は 17 件でした。26 件の新規相談は、支援者が調整して親族と一緒に相談へ繋がるケースが多く、本人が医療機関に入院しているケースでは、入院前に介護サービスの利用がないなどの理由もあり、親族が情報収集して相談に繋がることもありました。相談対象者は高齢者が 15 件と最も多く、精神障害、知的障害の相談も一定ありました。内容は、法定後見制度の申立てに対しての具体的な相談が多く、制度以外の検討とあわせての相談も一定ありました。相談経路については、支援者が紹介を含めて最も多く、続いて市役所内の生活保護や高齢福祉などの担当からでした。また、広報南丹やホームページ、SNS を見て相談に繋がったケースもあり、広報活動の成果が目に見える形で出始めているのではないかと考えています。本人の相談時の生活の拠点については、在宅や医療機関が大多数を占めています。在宅には障害のグループホームの入居者も含まれています。医療機関に入院している方の相談は、施設入所に向けた課題についてが多く、居住地については、南丹市外、なかには府外の方からも一定おられました。

４ページの専門相談については、月１回の第３水曜日に専門相談を実施し、偶数月は弁護士、奇数月は司法書士の方々にお世話になっています。令和７年度は計６回実施し、主に法定後見の相談や、申し立ての相談など対応いただきました。

市長申立てについては、令和７年度からの審判待ちを含めて３件申立てし、すべて令和７年度中に審判がおりています。うち２件は司法書士、１件は社会福祉士の方に、後見人としてお世話になりました。併せて、法テラス利用により専門職に依頼したケースもありました。

南丹市の報酬助成については、令和７年度は、障害が９件、高齢が 14 件の計 23 件、却下は３件ありました。報酬助成の金額の計は、502 万 2740 円で、令和６年度に比べると減額となっています。これは南丹市成年後見制度利用促進事業の要綱一部改正により、助成対象を変更したことも一因だと思われます。

次に、運営委員会とネットワーク協議会の開催状況です。令和７年度も例年通り４回開催しました。市民後見人やケースの報告、研修会、市民後見人養成講座など、たくさんの議題について協議、助言をいただきました。ネットワーク協議会については、第３回の運営委員会の後に開催し、運営委員の皆様の他に、金融機関や高齢・障害分野の支援者、民

生児童委員など多方面にわたる方に、地域の事例、地域課題についてご協議していただき、たくさんのご意見やご助言をいただきました。いただいたご意見やご助言をもとに、引き続き事業推進に努めて参ります。

6ページの広報、啓発についてです。南丹市ホームページには、成年後見制度の項目を設定し、制度や相談事業の広報、啓発に取り組んでいます。専門相談を毎月掲載し、上位に掲載されるように調整しています。広報南丹、フェイスブック、インスタグラム、LINEなど、SNSには専門相談以外に日常の社会福祉士による相談についても掲載し、周知を図っています。

7ページの、市民後見人候補者に関することとしましては、フォローアップ研修を前期、後期の2回に分けて7月、11月に開催しました。前期の7月には、京都家庭裁判所書記官の講義やロールプレイングに取り組みました。後期では、南丹市成年後見支援者向け研修会を兼ねて実施し、運営委員や支援者の皆様にお世話になって、講義やパネルディスカッションに取り組みました。年間を通じて、市民後見人登録者の知識向上・維持に努めることができました。

市民後見支援に関することについてです。南丹市は2件のケースで選任されています。1件のケースが、課題の解決に伴い、専門職との複数選任から単独に移行いたしました。もう1件のケースは、市民後見人2名で複数選任されています。令和7年度は定期的な面談と併せて、実際に支援している様子などを訪問により確認しました。

資料最後に、令和7年度に参加した研修会や関係機関との意見交換会などを記載していますので、ご確認いただきますようにお願いいたします。令和7年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告については以上です。

【B委員】

報酬助成の却下が3件あったと報告がありましたが、専門職の中で何か周知不足があったのか、却下の原因とか何か間違いがありましたか。

【事務局】

却下の理由に関しましては、資産要件で新しく定めた40万円を引いて残った分だけを助成するのですが、報酬を引いても40万円以上あったケースが2件あったかと思います。もう1件に関しましては、南丹市に報酬助成を提出していただいたのですが、障害の住所地特例が別の市の方で、そのケースは他市が報酬助成をしていただけるという確認も取れましたので、そちらをご案内させていただいたケースかと思っております。資産要件の基準をオーバーしたことに関しては、他市の資産要件と勘違いされたとのことでした。

【A委員】

相談件数が令和6年度に比べて20件減っていることについて、何か理由などわかる範囲

で教えていただければと思います。

【事務局】
明確な理由としては正直我々もわからないところではあるのですが、相談件数が少ないからといって内容的に薄くなってるというわけではなく、逆に内容的には濃くなっておりまして、過去に関わっていたケースで申立てに移行したケースもあります。また支援者の皆さんとの連携がうまくできるようになってきたことで、以前なら、「よくわからない状態だけど……」とお声かけいただいてたところを一定整理してからお声かけいただくようになったということもあると思います。

【委員長】
ありがとうございます。では次の市民後見人養成講座について事務局より報告をお願いします。

（1）②市民後見人養成講座について

【事務局】
市民後見人養成講座について説明させていただきます。資料は 2-1、2-2、2-3 になります。まずは、資料 2-1 です。先日開催しました、市民後見人養成講座・初級編（みんなで考える権利擁護研修会・初級編）についてご報告します。5 月 26 日の火曜日、南丹市園部文化会館アスエル園部の大ホールにて、「みんなで考える権利擁護研修会・初級編」と題しまして、市民後見人養成講座・初級編を開催しました。当初は同施設内の大研修室の予定でしたが、申込者が 50 名を超えたため、一番大きい会場に変更しました。誰もが安心して暮らし続けられるように、地域における支え合い・地域共生社会の実現の観点から、同じ市民としての身近な視点でご本人を支援したり、見守ったりする「地域に根差した幅広い権利擁護の担い手」について、成年後見制度や権利擁護活動を幅広い方に知ってもらうことを、研修会の目的としました。当研修会につきましては、南丹圏域の 2 市 1 町が主催、各地域の社会福祉協議会が共催という形にしまして、対象者を、地域福祉に興味があって権利擁護の視点や活動に興味のある方、南丹市・亀岡市・京丹波町に在住・在勤の方、としました。
申し込みされた方は 75 名。当日に申し込みされた方が 3 名の合計 78 名で、内訳は、南丹市の方 65 名、亀岡市の方 7 名、京丹波町の方 3 名で、福知山市の職員が 3 名です。そのうち 64 名の方が当日出席されました。
講座の内容としましては、福祉保健部長の開会挨拶、センター長による研修会の趣旨説明の後、センターの相談支援員が中核機関と権利擁護活動の実態を講義しました。講義では成年後見制度や中核機関について説明する他に、現在市民後見人として活躍されている

2名にも壇上で実際の後見活動の状況や様子についてお伝えいただきました。そのあとは、南丹市の現状として、社会資源の実際と課題についてを南丹市社会福祉協議会とセンターから、次に、地域福祉計画と取り組み状況について、同じく社会福祉協議会とセンターから、あとは高齢者福祉の取り組み状況と障害者福祉の取り組み状況についてを、それぞれの担当課長に講義いただきました。閉会では、2市1町の担当者から、南丹市は基礎編と地域福祉サポーターについて案内をしました。亀岡市と京丹波町からは今後の展開について説明・報告がありました。資料には研修会の様子を写真で掲載しています。研修会の終了時点で、基礎編への申し込みは13名、地域福祉サポーターの登録希望の方は10名いました。その場では申し込み用紙を提出されずに、後日返信用封筒にてセンターに送っていただけるのではないかと思われる方も多数お見受けしております。最終締め切りは7月1日ですので、返信用封筒にてご返信いただける方や、6月の亀岡市会場で申し込まれる方も併せて取りまとめたいと考えています。本日時点で、基礎編への申し込みは19名で、地域福祉サポーターへの登録希望者は13名います。

最後に今回の研修では、事務局スタッフとして大変多くの市や社会福祉協議会の担当職員にお世話になりました。6月26日は亀岡市会場で開催されますので、スタッフとして会場のお手伝いなどをさせていただきます。なお亀岡市の会場は、現時点での申込者が40～50名とのことで、一部、南丹市の方も申し込みをされています。

次の資料2-2をご覧ください。基礎編についてです。1日目の7月14日火曜日は、センターから市民後見概論、市町村の権利擁護支援の講義をした後に、一般社会法人げんてん社会福祉士共同事務所　代表理事の大釜訓様に講師をお世話になり、意思決定支援について、講義していただきます。

2日目の8月10日月曜日は、最初に美山林健センター診療所の所長の西岡大輔様に講師をお世話になり、医学的な見地から高齢者の理解についてご講義をいただきます。そのあと、認知症と障害者の理解について、南丹地域包括支援センターや、南丹市障害者基幹相談支援センターから講義をしていただきます。

3日目の9月2日水曜日は介護保険制度・高齢者施策については高齢福祉課・南丹地域包括支援センターから、障害者施策・障害者権利条約については、社会福祉課から講義をしていただきます。

最後の4日目の10月6日火曜日は生活保護の制度、公的医療保険制度及び年金保険制度、税務申告制度、消費者保護などのカリキュラムについて、市役所内の担当課や園部の税務署の方に講師をお世話になる予定です。計4日間の講座については、すべて会場受講していただくことが本意ではありますが、そのうち2回まではオンデマンドでの受講も可能としております。

最後に、資料2-3の実践編についてです。今年度の2月から実践編を開催いたします。今回は、今年の2月から8月にかけて、計8回で実施いたします。資料は、2月開催の1日目と3月開催の2日目を用意しております。2月は、センターからのオリエンテーション

の後、民法の基礎として、家族法、財産法について、弁護士の方に講師をお世話になりたいと考えています。それが終わりましたら、対人援助の基礎として市民後見人の活動と対人援助の接点など講義いたします。講師については、武庫川女子大学の教授であります堀善昭様に内諾を得ているところであります。3月は成年後見制度概論、成年後見制度各論について、司法書士の方に講師をお世話になりたいと考えています。以上、市民後見養成講座についての報告は以上です。

【A委員】
平成28年頃でしょうか、財産法の講義をしたので、懐かしく聞いておりました。10年ぶりくらいの開催となったようでまたよろしくお願いいたします。

【委員長】
では次の協議事項で、令和8年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

（1）③令和8年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について

【事務局】
権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について説明させていただきます。資料3をご覧ください。昨年度の第4回運営委員会においても、あらかじめ説明させていただきました。
運営方針としましては、1つ目に、成年後見制度利用促進基本計画に即しまして、権利擁護支援、成年後見制度の促進に取り組み、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進と機能強化に努める。2つ目に、中核機関の位置付けと役割に即して、本人、専門職団体、関係機関との連携強化を図るためのコーディネートの実践に努める。と2点掲げまして、中核機関としての位置付け、役割をこれまで以上に、より明確化させました。
事業内容は、成年後見制度に関する相談、利用支援、広報・啓発、市民後見人の養成、活動支援、候補者の登録、受任調整に、市長申し立てに関する業務、関係機関との連携などに加えて、中核機関として必要な業務を新たにあげています。
重点目標においては、権利擁護支援、成年後見制度の普及啓発に向けた機能強化として、市民や支援者に向けてさらなる広報・啓発の実施、制度の利用の検討段階から、支援できる相談体制と支援チームのコーディネートに取り組むこと、アウトリーチによる相談の実施を記載しております。2点目に、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築として、権利擁護支援ネットワークの構築や推進に向けた継続の協議の他に、本人や、関係者からの相談に必要なコーディネートを行い、専門職団体、関係機関との連携強化を図ることをあげています。3点目の制度の担い手の育成については、今年度の市民後見人養成

講座の取り組みに合わせまして、養成研修を実施するに変更しました。また、市民後見人の活動に対する支援や、モチベーションの維持・質の向上担保を目的とした研修会の実施についてもあげています。令和８年度事業計画案についての報告は以上です。

【委員長】
　この事業計画案を承認するかどうかの挙手を取らせていただきます。それでは令和８年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画について、承認される委員の方は挙手をお願いします。

【委員】
　〇全員挙手

【委員長】
　全員挙手ということで、事業計画については承認されましたので、事業計画にもとづいて、事務局は今年度のセンター運営をお願いいたします。以上で傍聴可能な議事が終了いたしましたので、一度司会にお返しします。

【司会】
　ありがとうございます。それでは前半部分を終わりまして、後半部分の議事につきましては傍聴不可としておりますので、傍聴の皆様におかれましては、ここでご退席をお願いします。

（2）報告事項・協議事項（傍聴不可）

【司会】
　後半の協議に入らせていただきます。それでは議事進行を委員長よろしくお願いいたします。

【委員長】
　それでは議事を再開させていただきます。引き続き議長を務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。（2）報告事項・協議事項に入ります。ケース報告について、事務局より報告をお願いします。

（2）①ケース報告

【事務局】
資料4をご覧ください。ケース報告になります。本年度最初の新規相談ケースに関して報告をさせていただきます。4月1日から5月末までの新規相談として、5ケースになります。運営委員会では、新規のケースに関しての報告や申立てに関しての個別の相談をさせていただいており、センターの対応などへの助言を委員の皆様からいただいております。では新規ケースについて報告させていただきます。

≪個人情報につき議事録非公開≫

〇新規相談ケースの状況
・在 宅 の 者　　3件
・施設入所の者　　2件

(2) ②個別ケース相談（市長申立）

【事務局】
個別ケース相談として市長申立てについて2件ご報告させていただきます。回収資料の1と2をご覧ください。当センターでは、市長申立ての案件がありましたら、市長申立てを進めることが妥当なのか、他法を活用することで解決するかなど、運営委員会に諮り、運営委員の皆様から様々な視点からご意見をいただき、承諾をいただいた上で市長申立ての手続きを進めて参りたいと考えています。今回市長申立てについて、2ケース報告させていただきますので、ご審議等賜りますようお願いいたします。

≪個人情報につき議事録非公開≫

(2) ③市民後見人支援について

【事務局】
市民後見人支援について報告をさせていただきます。資料は5-1と5-2になります。新しい委員の方もおられますので、簡単に南丹市の市民後見人の歴史をお伝えさせていただいてから、活動報告をさせていただきます。南丹市では市民後見人を平成28年、29年の2ヶ年かけて養成しており、当時18名の方が市民後見人養成講座を修了され、市民後見人としての活動を希望されましたが、当時の南丹市では家庭裁判所が市民後見人を選任する場合に一番重要視される市民後見人の支援体制の構築が不十分でした。そこで令和2年の後見センター開設後、市民後見人の支援体制を整えまして、18名の修了者から活動を希望された13名の方を改めて市民後見人候補者の名簿登録者として登録をさせていただいて、現

在までに4件のケースを受任させていただき、5名の市民後見人がその中で活動されています。今現在は3名の方が市民後見人として受任しています。令和8年度の名簿登録者は当初の13名から3名減りまして、10名となっています。

この運営委員会では、南丹市の市民後見人の支援体制について、市民後見人活動報告を通じて必要な助言をいただき、市民後見人の活動を通じまして地域の権利擁護の普及啓発を目指しております。またオブザーバー参加をしていただいている裁判所の方にも、南丹市の市民後見人の支援体制を知っていただくことで、円滑な受任に繋がっていければと思っております。

資料5-1をご覧になってください。南丹市では市民後見人の支援ツールとして、受任された方には南丹市市民後見人活動の手引きをお渡ししております。こちらの資料に関しましては、その中からの抜粋になりまして市民後見人の活動の流れが記載されている部分になりますので、本日は新しい委員さんやオブザーバーの皆様もいらっしゃいますので、こちらも参考にしていただきまして市民後見人の活動について知っていただければと思っております。

では2件のケースについて活動報告をさせていただくのですが、いつもは前回の運営委員会から今回の運営委員会までの間の活動報告をしているのですが、今回はそれぞれのケースについて、新しい委員さんにもどのようなケースかということも含めて、これまでの経過報告を簡単にさせていただきたいと思っております。資料の方は5-2をご覧になってください。

〇市民後見人Aさんのケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

〇市民後見人Bさん、Cさんのケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

【C委員】

市民後見人さんと連携をとりながら支援しているケースがありますので、丁寧にセンターが支援をされているのがよくわかりました。

【E委員】

市民後見人の方の活動自体は、医療機関の立場ではなかなかお話を聞くことがないので、やはりどのようにセンターとやりとりしてるのか詳細な話から実感することができました。

【F 委員】
　市民後見人さんが活動されているのは知っていたのですが、どんなふうに活動されてるかっていうのはあまり詳細知らなかったので、こういうふうに報告していただいて、丁寧に関わってくださってるのだなっていうことがわかりました。ありがとうございました。

【委員長】
　次の報告事項に移らせていただきます。社会福祉協議会の法人後見について、今回からオブザーバーとして参加していただいています G さんより報告をお願いいたします。

(2) ④社会福祉協議会法人後見について

【オブザーバー：G 氏】
　法人後見事業について簡単ではありますが報告をさせていただきます。南丹市社協で、1 名の方を受任しております。法人後見の支援員を 2 名雇用で活動をしているところです。この間に新たな受任はなく、多くはないのですが、受任相談をいただくこともありますが、対象要件のところで、他に適切な後見職がない場合というところを定めていたり、体制的なところからも積極的な受入れは今は行っていないところです。また運営委員会を年 3 回開催していまして、今年度 1 回目は 6 月に開催予定です。

〇法人後見、D さんのケース報告

≪個人情報につき議事録非公開≫

(3) 情報交換

【委員長】
　それでは最後、情報交換にうつらせていただきます。委員・オブザーバーの皆様から情報交換や何か一言あればお願いできればと思います。何かある方いらっしゃいますでしょうか。

・Ａ委員より、研修会についての情報提供
・D 委員より、身寄りのない生活保護受給者の施設入所における課題の情報交換

【委員長】
　それでは、これで本日の協議を終わらせていただきます。ご協力いただきまして、あり

がとうございました。司会に返します。

【司会】
ありがとうございました。委員長、議事進行ありがとうございます。この運営委員会ですが、先ほどもありましたように3ヶ月毎に開催ということになってますので、年4回となります。次回につきましては、第2回運営委員会を9月に開催予定をしています。皆様お忙しい方ばかりですので、できるだけ早めに日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは今回の運営委員会閉会にあたりまして、副委員長より閉会のご挨拶をお願いします。

【副委員長】
皆様、第1回から活発な会議を誠にありがとうございました。本日は、生活保護の方の財産管理が難しい話題が多かったように思うのですが、私自身も日々感じておりまして、後見制度の改正の話とか利用促進とか、あとは意思決定支援の議論は進む一方で、現実はそれについてきてないというか逆に苦しくなってるような状態です。
報酬助成の話ですが、10年程前に生活保護要件を京都府下でどこの自治体も外して欲しいいと三士会で依頼したことを覚えているのですが、全国的に生活保護要件を復活させた自治体が増えたという話がございまして、それもやはり経費削減の流れなのかと思うのですが、中核機関として、そこは守っていけたらと思っています。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。以上をもちまして運営委員会を、閉会させていただきます。